[事案 2022-66] 手術給付金支払請求

• 令和5年3月14日 和解成立

<事案の概要>

給付倍率 10 倍の手術給付金が支払われたことを不服として、給付倍率 20 倍での手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

尿管結石症により、令和3年9月に体外衝撃波結石破砕術を受けたところ、手術開始後に痛みが酷くなったため途中で中止し、同年10月に改めて経尿道的結石破壊術を受けたことから、平成21年11月に契約した入院保障保険にもとづき手術給付金を請求したところ、給付倍率10倍の経尿道的結石破壊術に対する手術給付金が支払われた。しかし、以下の理由により、給付倍率20倍の体外衝撃波結石破砕術に対する手術給付金を支払ってほしい。

- (1)約款には、手術給付金の支払要件について、「手術を受けたとき」との記載がある。途中で手術が中止されたとしても、体外衝撃波結石破砕術の治療を受けたことになるはずである。
- (2) 約款には、手術が中断した場合には支払対象外とする記載はない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 主治医への照会によれば、体外衝撃波結石破砕術に関し、「治療を試みるも、痛みを訴えられ、治療続行困難。中止。破砕はなし」と回答がある。この回答によれば、体外衝撃波による破砕がない。
- (2)「診療明細書(入院)」にも、「体外衝撃波結石破砕術」の記載がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。